

懲戒処分の公表について

令和5年11月10日
学校法人東北医科薬科大学

このたび、本法人職員に対して学校法人東北医科薬科大学就業規則に基づき、以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 被処分者

教養教育センター 教授

2. 処分内容及び処分年月日

懲戒解雇 令和5年11月10日

3. 事案の概要

被処分者は、令和5年9月13日に不同意わいせつ及びわいせつ略取未遂の容疑で逮捕され、同年10月3日に起訴された。これらのことは、本法人の信用を著しく損なうものであり本学就業規則により懲戒の事由に該当すると認められるため懲戒解雇とした。

4. 再発防止について

本法人の職員がこのような事案を引き起こしたことは、誠に遺憾であり、本件を真摯に受け止め、今後このようなことがないようコンプライアンスの強化に努め再発防止に取り組んでまいります。